

芸術文化振興基金補助金における不適正事案調査について

県民文化政策課

1 不適正事案の内容

県では平成11年度から芸術文化振興基金を財源として、民間団体が行う芸術文化の振興を図る事業に支援しているが、能代山本芸文協ブロック協議会及び能代市芸術文化協会は、架空の領収書等により補助対象経費を膨らませる方法で補助金を不適正に受給していた。

2 能代山本芸文協ブロック協議会

(1) 調査状況

補助対象事業「能代山本新春盆栽展&呈茶会」に関し、11月26日(水)～12月26日(金)間で7回にわたり、関係者との事情聴取や関係書類の調査を実施した。

(2) 調査結果

平成11年度から17年度にかけて交付した補助金1,270,000円のうち、672,000円を不適正受給額と確定した。

(3) 対応

- ・返還対象期間を5年とし、平成16・17年度分不適正受給額182,000円を返還請求し、3月10日に納入された。
- ・平成12～15年度の不適正受給額490,000円については返納を求め、3月17日に自主返還された。

3 能代市芸術文化協会 (H15～NPO法人)

(1) 調査状況

補助対象事業「能代市民芸術文化祭」に関し、12月16日(火)～4月15日(水)間で8回にわたり、関係者の事情聴取や協会の現金出納簿等関連書類と県の実績報告書を突合するなどの調査を実施した。

(2) 調査結果

平成11年度から18年度にかけて交付された補助金1,810,000円のうち1,399,000円を不適正受給額と確定した。内訳は下表のとおり。

(単位:円)

交付年度	既交付額 A	調査による再検証額					不適正受給額 E(A-D)
		総事業費	適正な補助 対象経費 B	自己 負担額	入場料等 収入額 C	正当な補助金額 D	
H11	200,000	595,913	396,307	147,413	448,500	100,000	100,000
H12	400,000	1,661,061	1,498,081	326,061	1,335,000	300,000	100,000
H13	200,000	448,105	329,134	81,605	366,500	0	200,000
H14	190,000	563,859	422,652	153,359	399,500	11,000	179,000
H15	160,000	452,306	365,570	74,806	377,500	0	160,000
H16	220,000	1,537,506	1,335,630	53,706	1,483,800	0	220,000
H17	160,000	532,035	512,085	0	573,300	0	160,000
H18	280,000	546,913	520,233	213	546,700	0	280,000
合計	1,810,000					411,000	1,399,000

* 交付基準 平成11・12年度分・自己負担の範囲内で補助対象経費の1/2以内
平成13～18年度分・補助対象経費から入場料等収入を控除した額の1/2以内

(3) 対応

- ・返還対象期間を5年とし、平成16～18年度不適正受給額660,000円を返還請求し、5月7日に納入された。
- ・平成11～15年度の不適正受給額739,000円について返納を求め、5月7日に自主返還された。

4 再発防止に向けて

- (1)平成21年度から、実績報告書の提出にあたっては、補助事業に関わる「現金出納表」及び「収入に係わる証拠書類」の添付を義務付けることとした。
(平成21年4月1日付で秋田県芸術文化振興基金補助金取扱要領を改正)
- (2)平成21年度から、前年度の補助対象団体のうち、その一部について実地調査を実施する。
- (3)地域振興局単位に市町村や市町村芸術文化協会と意見交換会を開催し、芸術文化振興基金や補助制度について正確な理解を図る。